

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	京都機械工具株式会社
【英訳名】	KYOTO TOOL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊吹 和彦
【本店の所在の場所】	京都市伏見区下鳥羽渡瀬町101番地 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は、下記「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
【電話番号】	0774(46)3700
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 濱口 良太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第76回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金45円(配当総額108,735,750円)

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 当社と北陸ケーティーツール株式会社との吸収合併契約承認の件

当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である北陸ケーティーツール株式会社を吸収合併消滅会社とし、2026年10月1日(予定)を効力発生日とする吸収合併を行う旨を定めた吸収合併契約の承認を求めるものであります。

第3号議案 当社と株式会社H I - T O O Lとの吸収合併契約承認の件

当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社H I - T O O Lを吸収合併消滅会社とし、2026年10月1日(予定)を効力発生日とする吸収合併を行う旨を定めた吸収合併契約の承認を求めるものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として伊吹和彦、川田実、谷明典の3氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として岡本しのぶ氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席株主の 議決権数 (個) (注) 1	可決要件	決議の結果	
						賛成比率 (%) (注) 5	可否
第1号議案	19,649	87	0	19,736	(注) 2	99.56	可
第2号議案	19,629	108	0	19,737	(注) 3	99.45	可
第3号議案	19,593	144	0	19,737	(注) 3	99.27	可
第4号議案					(注) 4		
伊吹 和彦	19,611	126	0	19,737		99.36	可
川田 実	19,611	126	0	19,737		99.36	可
谷 明典	19,608	129	0	19,737		99.35	可
第5号議案	19,649	88	0	19,737	(注) 4	99.55	可

(注) 1. 上記「出席株主の議決権数(個)」は、書面または電磁的方法により行使された議決権数に本総会当日出席のすべての株主の議決権数を加えたものであります。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
4. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
5. 賛成の割合の計算方法

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使及び当日出席の全ての株主分)に対する事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上